

- 会社が雇用保険に加入してくれないが、どうすればよいのか。
- 退職するので失業給付を受けたい。

## 1 雇用保険とは

雇用保険は、勤めていた会社を解雇された、退職した、会社が倒産した、人員整理のため辞めざるをえなかったという場合に一定期間の生活費を給付するための制度です。

雇用保険は、労働者が雇用される事業である限りほとんどが雇用保険の適用事業となります。したがって、適用事業所で働く労働者であれば、ほとんどの人が被保険者になり、個人の意思にかかわらず加入することになります。保険料は、被保険者と事業主の両方から徴収することになっています。

会社が加入手続きをしてくれなかったり、雇用保険料が給料から差し引かれていない場合は、加入の手続きが済んでいるのか、会社に確認してください。

## 2 加入しないとされたら

雇用保険に加入しないとされたら、なぜ加入しないのかその理由をきちんと確認しましょう。短時間就労者や派遣労働者であっても、所定労働時間が週20時間以上かつ31日以上雇用見込みがある人は、雇用保険に加入できます。ただし、オーバーステイ、在留資格上就労が認められていない人は雇用保険に加入できません。

事業所が雇用保険に加入してくれない場合、職業安定所に相談し、事業所に加入するよう指導してもらいましょう。退職後でも、職業安定所の指導により会社が遡って加入した場合、遡る分の保険料を事業主及び被保険者が支払えば失業給付を受けることはできます。ただし、この場合は時効により2年間しか遡って加入ができません。

加入しないとされたら、きちんと話し合い最初から加入手続きをとってもらえるようにしましょう。

## 3 離職票とは

事業所は被保険者が離職した場合、速やかにその手続きをしなければなりません。しかし、離職理由で争っているときはその手続きを遅延させたり、拒否をしたりされることがあります。そのような場合は、事業所を所管する職業安定所にすぐに相談しましょう。職業安定所では、事情を調べ、事業所に対して離職票の手続きを急ぐよう催促してくれる場合があります。

離職票には離職理由を記載する欄があり、そこは事業所が記載します。離職理由により、受給資格決定日から7日以後の給付期間に制限を受ける場合があります。「自己都合退職」した場合がこれに当たりますが、「自己都合退職」であっても正当な理由と認められる場合は、「会社都合」と同じ扱いとなり給付制限を受けなくなります。離職理由は、分かりやすく記載してもらいましょう。

## 4 会社に請求したけど対応してくれない

離職理由や賃金額の訂正や離職票の発行について、会社が話し合いを避けたり、あるいは、何の説明も得られない、話し合いが平行線などの場合には、速やかに職業安定所に相談しましょう。

また、神奈川県外国人労働相談窓口へ電話か来所してご相談ください。

窓口では、通訳者を介して対処方法の助言をしたり、場合によっては、会社に連絡して事実を確認するなど、当事者間の自主的な解決に向けたお手伝いもしています。

### 確かめましょう

- あなたは雇用保険の被保険者ですか。
- 給与から保険料が控除されていますか。